

令和 8 年度前橋市家庭用ゼロカーボン推進補助事業 Q & A

制度全般

Q 国や県などの、他の補助制度との併用は可能ですか。

A 可能です。

Q 現地確認を行うことはありますか。

A 必要に応じて実施します。

Q 対象設備の購入又は設置工事を、本店が前橋市外の事業者で行った場合も対象になりますか。

A 前橋市内に本店がなくても、支店や営業所等がある事業者であれば、対象となります。ただし、グループ会社の場合は対象外です。提出書類の限りでは条件に合致する事業者が行ったものか分からない場合は、確認できる書類の追加提出を求めています。

■補助対象となるパターン例①

本店は東京都にあるが、前橋市内に支店のある会社から購入した。

購入先の会社が設置工事を発注した相手方（設置工事業者）も市内業者である。

領収証は購入先の本店からの発行となるが、市内に支店があることがわかる会社パンフレットの写しを添付資料として提出可能である。

■補助対象となるパターン例②

本店は東京都にあり、前橋市内には支店や営業所がない会社から購入した。

購入先の会社が設置工事を発注した相手方（設置工事業者）は前橋市内に本店のある業者で、その発注を証明する資料（工事発注書等）を添付資料として提出可能である。

補助申請者本人と設置工事業者の直接のやり取りは発生していない。

Q 複数の対象設備を設置しましたが、複数回に分けて申請することは可能でしょうか。

A 可能です。ただし、過去に申請した設備や重複する設備の申請はできません。

Q 天災や事故等、やむを得ない事情により、減価償却資産の耐用年数より早く補助対象設備を処分しなければならなくなった場合はどうすればよいですか。

A 補助対象者は、補助を受ける設備を良好な状況で保持し使用するとともに、適正な維持管理に努めなければなりません。また、市長の承認を受けずに減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める期間内での当該設備の処分等は認められませんの

で、期間内に保有が困難になりやむを得ず処分を行なう場合は、事前にご相談ください。なお、処分の内容や目的を勘案し、補助金の全部又は一部の返還を求めることがあります。

ただし、補助金の全部に相当する金額を市に返還した場合は上記の限りではありません。

Q 返還規定はありますか。

A 虚偽の申請であることが判明した場合は返還を求めます。

交付要項「交付決定の取消又は補助金の返還」のとおり

対象設備全般

Q リース（PPA、サブスクリプション等含む）は対象になりますか。

A 対象になりません。

Q 既設の補助対象設備を更新・増設しました。補助金の対象になりますか。

A 対象になりません（新規での設置のみが対象）。

なお、既設の補助対象外設備から補助対象設備に更新した場合は、対象になります。

給湯機

Q 太陽光発電連携型給湯機について、太陽光発電設備と連携できることはどのように確認しますか。

A メーカーの仕様書やカタログ、取扱説明書等で確認します。

Q 燃料電池コージェネレーションについて、補助事業内容説明書（様式第2号）のメーカー名は何を記入すればよいでしょうか。

A メーカー名は「一般社団法人燃料電池普及促進協会」が指定している製品の製造事業者名またはブランド事業者名を記入してください。なお、製品に貼ってあるラベルに明記されているメーカー名と指定されている製品のメーカー名が異なるケースがあります。誤記を防ぐため、記入の際は必ず「一般社団法人燃料電池普及促進協会」のホームページをご確認いただき、記入してください。

参照ページ：<http://fca-enefarm.org/subsidy02/outline/page03.html>

Q 省エネ型給湯機（通称：エコキュート）を対象とせず、太陽光発電設備との連携が条件なのはなぜですか。

A 本市では、再生可能エネルギーの導入・利用を促進していることから、再エネである空気熱と太陽光発電の電力を利用する、太陽光発電と連携してお湯を沸かす給湯機を対象としています。夜間に沸き上げを行うエコキュートに対して、太陽光連携型給湯機は、昼間の余剰電力を使用し、日中の空気熱と太陽光発電の電力を利用するため、高効率でCO2排出量も削減できる効果があります。

※「エコキュート」は、関西電力株式会社の登録商標です。

定置用蓄電池設備

Q 電気自動車に搭載されている蓄電池は対象になりますか。

A 対象になりません。

Q 太陽光発電設備を導入した時にハイブリットパワーコンディショナーを設置しており、今回は蓄電池ユニットのみ購入したいのですが、対象になりますか。

A 対象になります。

太陽光発電設備

Q 更新・増設は補助対象になりますか。

A 対象になりません。

Q 全量売電は対象となりますか。

A 対象となりません。発電した電力の一部を優先的に自家消費することが要件です。

Q PPA やリースでの設置は対象となりますか。

A 対象になりません。

Q 固定価格買取制度（FIT）を利用している場合でも補助対象となりますか。

A 対象となりますが、発電した電力の一部を優先的に自家消費することが要件です。

Q 野立ての太陽光発電設備やソーラーカーポートを設置した場合も対象になりますか。

A 要件を満たせば、対象となります。

必要書類

Q 転入したばかりですが、完納証明は転入前の自治体のもので大丈夫でしょうか。

A 前橋市から発行された完納証明（未納税額のない証明）を提出してください。

Q 交付申請額を間違えて記入してしまいました。訂正印で大丈夫でしょうか。

A 交付申請額等、金額部分の訂正は認められません。新たに書類を作成してください。

Q 補助対象設備の支払を証明する書類について、領収書ではなく口座振込用紙しかありませんが申請は可能でしょうか。

A 金融機関の出納済印があるなど、確実に支払ったことがわかる場合は可としますが、原則は設置業者から領収書の発行を受け、申請してください。

Q メールでの申請は可能ですか。

A 可能です。メール申請の際は、平日 8 時 30 分から 17 時 15 分の間に事務局まで電話し、
メールが到着していることをご確認ください。

Q メールでの申請を予定していますが、完納証明等の公的証書の原本を別途郵送する必要はありますか。

A 原本をスキャンするなど、電子化したものを申請書類一式に添付いただければ、原本の別途提出は不要です。

Q 複数回申請をしますが、完納証明等の公的証書はその都度新しいものが必要でしょうか。

A 同じ証書のコピーを添付いただくので構いません。ただし、発効日から 3 ヶ月以上経過する場合は、新たな証書の発行を受け、提出してください。

その他

Q 押印する場合、印鑑は実印ですか。

A 全ての書類で押印不要です。

Q 消せるボールペンで記入してしまったのですが、このままで大丈夫でしょうか。

A 消せるボールペンの使用はできません。再度記入し提出してください。

Q 補助対象者について、市長が適当と認めたときとはどのような場合ですか。

A 設置者（領収書の名義人）が単身赴任等により、住民登録を一時的に市外へ異動させてしまっているため、設置者とは別の当該設置住宅に住む者（家族）が申請する場合などが該当します。原則として、全ての書類に記載されている氏名及び住所は、全て同一でなければ補助金は受けられませんが、上申書の提出及び事実関係が分かる書類（戸籍謄本等）を添付いただくことで補助要件の適否を審査します（確実な補助を保障するものではありません）。